

東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し

2020年11月

集中復興期間

第1期復興・創生期間



2012.2
(復興庁発足時点)

2016.3
(集中復興期間終了時点)

2019.3

現状

2021.3

第2期
復興・創生期間

被災者
支援

【避難者数】
(発災直後) 47万人

17.1万人

5.1万人
(19年3月11日現在)

4.3万人
(20年8月11日現在)

住まいと
まちの
復興

【完成戸数】
※1
民間住宅等用地：1百戸
※2
災害公営住宅：3百戸
(13年3月末時点)

0.8万戸
1.7万戸

1.8万戸(98%)
3万戸(99%)
(19年3月末時点)

1.8万戸(99%)
3万戸(99%)
(20年7月末時点)

(20年度末見込み)
※3
1.8万戸
3万戸

(発災直後)
インフラに甚大な被害
インフラ復旧は概ね終了。
道路・鉄道は一部を除き概ね復旧

J R常磐線 全線開通
(20年3月14日)

復興道路・復興支援道路
全線開通

※1.民間住宅等用地とは、地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地。 ※2 調整中及び帰還者向け災害公営住宅の戸数を含まない。 ※3 2020年3月末現在

産業・生業
の再生

【農業】
営農再開可能面積：38%
(13年4月時点)

74%

92%
(19年3月末時点)

94%
(20年6月末時点)

(20年度末見込み)
※
農地復旧事業が完了
(20年3月末時点)

【水産加工業】
施設の再開：55%
(12年3月末時点)

87%

96%
(19年1月末時点)

97%
(19年12月末時点)

※ 避難指示・解除地域を除く。

【観光】
※
外国人宿泊者数：36%
(東北6県) (11年確定値)

128%
(16年確定値)

255%
(18年確定値)

332%
(19年確定値) ※いずれも
2010年比

福島
の復興・再生

【県全体の避難者】
(ピーク時) 16.5万人

9.7万人

(17年度から)
帰還困難区域の
特定復興再生拠点
整備を推進

4.0万人
(19年3月現在)

3.7万人
(20年7月現在)

(発災直後)
原発周辺市町村で警戒区
域等を設定(2011年4月)
田村市、川内村(一部)、
楡葉町で避難指示解除等

(19年3月末時点)
復興公営住宅
(保留分を除く4,767戸)
の完成

葛尾村(一部)、川内村、
南相馬市(一部)、飯館村(一部)、
川俣町、浪江町(一部)、
富岡町(一部)で避難指示解除

葛尾村(一部)、川内村、
南相馬市(一部)、飯館村(一部)、
川俣町、浪江町(一部)、
富岡町(一部)、大熊町(一部)、
双葉町(一部)で避難指示解除

その他

(2019.9.20-11.2)
ラグビーワールドカップ

(2021.7.23-9.5)
東京オリンピック・
パラリンピック

(2021.3)
第1期復興・創生期間の終了

復興金融ネットワーク

- 官民連携推進協議会の下に、金融機関等から構成される「復興金融ネットワーク」を平成26年7月に設置。（令和2年6月現在、メンバーは35団体）
- 金融機関等に産業復興に関する情報を積極的に提供し、被災地での新たな資金供給の創出を目指す。官主導の取組による復旧から、民主導の取組による本格的な復興への橋渡し。

【メンバーに対する情報提供・交流】

- 「交流会」等を開催し、復興庁及びメンバーの取組や、外部有識者による先進事例の共有、産業復興に関する意見交換を実施。

〔参考：これまでの実績〕

- ✓ 平成26年度
 - ＜復興大臣とメンバーとの「意見交換会」を開催＞
 - 第1回（平成26年9月29日（月））
 - ・岩手県の産業復興の現状と課題
 - ・産業創出をテーマとした意見交換
 - 第2回（平成26年11月26日（水））
 - ・福島県の産業復興の現状と課題
 - ・福島県内を中心とした金融機関の取組
 - 第3回（平成27年2月8日（日））
 - ・宮城県内の産業復興の現状と課題
 - ・宮城県内を中心とした金融機関の取組
- ✓ 平成27年度
 - ＜2回の「交流会」を開催＞
 - ＜小グループでテーマごとの議論を行う「懇談会」も開催＞
 - ＜金融機関による復興の取組をまとめた『復興金融事例集』を公表＞
 - 第1回（平成27年7月4日（土））
 - ・水産加工業の現状と取組
 - 第2回（平成28年2月11日（木））
- ✓ 平成28年度
 - ＜3回の「交流会」を開催＞
 - 第1回（平成28年11月19日（土））
 - ・福島県内を中心とした金融機関の取組について
 - 第2回（平成28年2月11日（木））
 - ・岩手県内を中心とした金融機関の取組について
 - ・有識者による講演（テーマ：観光）
 - 第3回（平成29年2月9日（木））
 - ・有識者による講演（テーマ：インバウンド）
 - ・金融機関等の取組状況についての報告
- ✓ 平成29年度
 - ＜2回の「交流会」を開催＞
 - 第1回（平成29年11月11日（土））
 - ・「新しい東北」ビジネスコンテスト受賞者による事業プレゼン
 - ・有識者による講演（新しい“街づくりのかたち”ご紹介）
 - 第2回（平成30年2月18日（日））
 - ・被災地におけるクラウドファンディング(CF)活用の現状と課題についての講演、意見交換
 - ・「新しい東北」復興ビジネスコンテスト受賞者によるプレゼンテーション
- ✓ 平成30年度
 - ＜2回の「交流会」を開催＞
 - ＜小グループでテーマごとの議論を行う「懇談会」も開催＞
 - 第1回（平成30年10月4日（木））
 - ・事業承継に関する先行事例について
 - ・販路開拓に関する先行事例について
 - 第2回（平成31年2月17日（日））
 - ・復興金融ネットワークメンバーの取組
- ✓ 令和元年度
 - ＜2回の「交流会」を開催＞
 - ＜小グループでテーマごとの議論を行う「懇談会」も開催＞
 - 第1回（令和元年度10月2日（水））
 - ・海外販路開拓に関する事例について
 - ・インバウンド・観光振興に関する事例について
 - 第2回（令和2年度2月14日（金））
 - ・ビジネスコンテストの結果について
 - ・復興金融ネットワークメンバーの取組

復興庁設置法等の一部を改正する法律案について

背景

地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。
このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、
復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。

復興を支える仕組み・組織・財源

1. 復興庁設置法

- 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日）
 - 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置
 - 復興局の位置等の政令への委任 等
- ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、
福島復興局は引き続き福島市に設置

2. 東日本大震災復興特別区域法

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、
対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める）
- 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める）
- 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定） 等

3. 福島復興再生特別措置法

- 帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加）
- 営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等）
- 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等）
- 風評被害への対応（課税の特例を規定等）
- 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合） 等

4. 復興財源確保法・特別会計法

- 復興債の発行期間の延長
 - 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等
- ※ 東日本大震災復興特別会計は継続

※閣議決定日 : 令和2年3月3日
施行日 : 令和3年4月1日（3. 及び4. の一部は、公布日施行）